

『離婚』

～シングルマザーという選択～

弁護士 橋本裕子

はじめに

離婚、家族関係の変化

私は熱海市で昭和50年に弁護士を始めて今年在職30年表彰を受けました。私が弁護士になったときには静岡県で2人目の女性弁護士、東部では初めてということで、女性からの離婚や家族関係の相談が非常に多く、かなりの離婚事件の相談や現実に裁判をやってきました。

私が弁護士になった当初の熱海は、旅館が女性にとってはシェルター代わりになっていて、全国から逃げてきた女性たちが、少しそこで生活をして自立ができた段階で、離婚の相談という形が多かったですね。ですから開業当時から普通の女性の弁護士より離婚事件は、かなり多かったと思います。

昭和60年ぐらいになってくると、女性だけが被害者ではなく、女性が夫以外の別の男性をつくってしまったという事件もかなり見られて、変わってきているなということを感じました。また若い30代ぐらいの方たちの離婚、そして結婚して20年、30年以上たった方たちの離婚が増えて、また、離婚してもその次に再婚をしていくというケースが目立ってくるようになりました。平成3年にバブル崩壊が起こり、男性たちがリストラの苦しみ、あるいは借金を抱えてしまった苦しみから家庭を放棄する、あるいは妻にあたる、そういう事件が増えました。それから、若い世代には、結婚前の生活を変えたくないという夫たちが増えてきて、妻が育児や家事の協力を求めると、結婚前のほうがよかったと言って夫が実家に帰ってしまうというケースが5、6年前には多く見られました。

最近すごく目立つのは、若い夫たちが、自分の非を認めようとしなくて、離婚の話が出てきたときにも、妻のほうが悪いと言い張って、妻に対して慰謝料を請求したいとか、子どもに養育費を払うなら自分が引き取って育てたいだとか言い立てて、解決に至らないケースです。本当にここ2、3年、男性たちの考え方も非常に変わってきていると感じます。

これからますます、夫たちにとって、仕事は厳しくなるし、収入は減って、精神的なストレスも非常に増

え、今までと比べると、生きていくのに厳しい環境にもなって、それは、特に専業主婦の方にとっては厳しい環境にならざるを得ないと感じます。

それとともに、男女共同参画社会の流れの中で、自分の収入が減れば妻に働いてもらいたいとか、専業主婦ならば家事を一定のレベル以上やってもらいたいとかいうことを強く言う夫たちが増えてきていて、女性自身の自覚も非常に求められてきているんだなど感じます。そういう意味でも、家庭を持つときに、トラブルも起きやすいし、起きたときの解決も難しいし、また思うような解決がなかなか得られない、そういう大変な時代になってきてしまっているなどというのが、夫婦のトラブルを通じて最近すごく感じることです。

内容

離婚の手続きについて

1. 離婚手続
2. 未成年の子どもに関する問題点
3. 離婚手続
4. 婚姻費用分担請求
5. DV防止法

1 離婚手続き

【協議離婚】

今のような状況では、話し合いでの離婚は非常に難しいのですが、夫婦の間で話し合っただけで離婚を決めるという協議離婚が非常に多いし、それが法律の建前になっています。夫婦の間で話し合いができて、離婚ができるという場合には、市役所で離婚届をもらって、お互いに署名、押印をして、お互いの離婚の意思を確認し、届出るという手続で済みます。

以前は、夫が勝手に離婚届にサインをして出してしまう心配があるから、不受理届を市役所に出しておいたほうがいいというアドバイスをする相談がありました。今は少なくなってきています。

2 未成年の子どもに関する問題点

【親権・監護権者 子の引渡を求める場合】

現在は、離婚の中で解決しないことが、子どもの親権に移ってきています。昭和60年代ぐらいまでは、父親が親権を主張して、親権者にならないのなら協議離婚に応じないといったトラブルはほとんどありませんでした。母親が子どもを育てるのが当たり前で、別れた後は夫が養育費を送るのが男の義務だという形で離婚が成立していたのですが、本当にここ10年ぐらい前から、だんだん、夫側が親権を譲らない、絶対に渡さないとやってくるが増えています。本当に親権を渡したくないという方たちもかなりの割合でいるけれども、親権を渡さなければ離婚しないだろうという考えで親権を譲ってこないケース、高等裁判所まで行かなければ解決がつかないケースが非常に増えています。

夫たちは、自分が自分の両親と一緒に育てたほうが子どもにとっては幸せだということを、みんな同じような言い方で言う。そういうときの裁判例について説明をすると、1つは子どもの年齢によって、裁判所の判断はかなり違って、10歳ぐらいまでは母親が養育、看護したほうが子どもにとって幸せだという考えです。専業主婦の方はかなり心配するのですが、その母親が生活保護を受けようが、収入がかなり少なからうが、収入ではその子どもの親権は決めないという判例もあります。母親の気持ち次第だと思います。

10歳を超えて、中学生ぐらいまでの子どもの親権というのは、まず本人の意思も尊重して、その子の育っている環境というものも判断します。環境というところで一番問題になるのは、子どもが安心して寝起きをして、そして学校にも行ける環境であるかどうか。大抵現在育っている環境をあまり変えない、子どもが、そこで暮らしたいというならば変えないほうがいいというのもまた裁判所の考え方ですね。

子どもが15歳を過ぎれば、子どもの意思を最優先に尊重するというのが裁判所の考え方ですが、16歳になれば自分の意思で親権の変更の申し立てもできるということになっています。私自身は夫側が相談に来れば、子どもが母親のところで育っていて、母親が育てていくという意思もあれば、そのまま母親に育ててもらい、夫側は父親として面接交渉をするという形で暮らしていったらどうでしょうと話します。

ただ中には、母親が精神的にまいって、トラブルから逃げたくて、子どもを夫のところに置いてきてしまったり、夫が取りに来たときに渡してしまったりすると、なかなか簡単に父親側に聞き入れてもらえないことになる。その後父親が親権者であっても子どもが自分の意思で、母親のところに戻ってきて、親権者の変更を申し立てて、現実に裁判所がそれを認めたという例はあるけれども、それは大変な労力を必要とします。

そういう意味で、つらいかもしれないし苦しいかもしれないし、将来の不安はたくさんあるかもしれないけれども離婚を決めて、もし別居をするという事態になったときは、やはりその段階で、子どもを自分が育てるのか、夫側に育ててもらうのか、きっぱりと自分自身で決めて、夫に育ててもらおうと決めたら、後で後悔しない、気持ちが変わらないぐらいの覚悟が必要になると思います。一旦置いてきた子どもを後から引き取りたいという気持ちはよくわかるけれど、それによってまた夫と紛争を起こし、子どもの環境を変えるということは、あまり子どもにとって好ましいことではないと思います。

市役所の福祉課などに相談して、子どもと生活できる環境をつくってもらうことは十分可能なので、自信がないと子どもを置いていって後悔するようなことは一番まずいと思います。子どもを自分が育てると決めたら、連れて出てそして行政や両親や友達の援助の中で、整理がつくまでは頑張る、そして自立していくことを選ぶべきだと思います。

【養育費】

親権が、母親になったときには、養育費を請求ができる権利があります。ただその養育費についても、20代から30代ぐらいの、30万前後ぐらいの収入の男性の場合は、大体子ども1人について3万から5万円ぐらいの数字が出てくるのが一般的です。ただ最近の多くの若い男性たちは、養育費を払い続けていくのは非常に苦痛だし、できるだけ金額は下げたいと考えていて、むしろ親権が取り上げられるくらいなら養育費は払いたくないという方が非常に目立ちます。

確かに夫側も将来に対する不安もものすごく大きく抱えていることも事実です。そういうとき私は、養育費は減額の請求ができるのだから、また母親のほうから見れば、将来夫の収入が増えたり社会的地位が上がったりしたときに請求を増額できるから、今、払ってもらえる範囲で、とりあえず解決したらどうかといいます。永久にその金額で固定されるものではないんですというお話を。養育費の額は、最終的には、夫の収入と妻の収入と合わせて1つの計算式があって、それに合わせて決めます。どうしても夫のほうその金額を払えないと言うときには、裁判所の計算式に当てはめてみましょうと言います。そこで出てくる数字は大抵、妻側が言っている数字より多くなるので、このまま争えば妻側からもっと支払うよう言われるようになるから、と言って何とか解決をしているんです。

そういう形で養育費を決めても、払ってもらうのに不安がある時、協議離婚の場合は公証役場で公正証書…判決と同じように給料、財産、不動産などを差し押さえることができる書面をつくることを勧めます。費用も1件1万円台ぐらいのもので。ただ、これを作っても、支払わなくなる夫もかなりいます。働きがあまりよくなって、ちょっと金銭感覚にルーズな夫たちは、支払わなくなってしまう可能性が高い。やはり、この人はちょっと危ないんじゃないかということは私自身、事前にわかるので、そういうときには、とにかく離婚を決める前に一度、いろいろシミュレーション（夫から養育費をこれぐらいもらっているときはどうなるか、養育費が払ってもらえなくなったらどうなるか）をして、市役所に一度相談に行ってきた方がいいと言います。それぞれの市の市役所ごとに手順がちょっと違うけれど、援助を頼むのは恥ずかしいと思わずに、堂々と相談に行き、いろいろ相談に乗ってもらうことが、すごく大切じゃないかと思っています。

【子どもの氏について】

以前は、離婚したことをあまり世間に知られたくないから、また子どもたちの名字を変えたくないから、夫の名字をそのまま名乗っていきたいという母親が多かったのですが、最近は、結婚前の名字に戻したいという方がすごく多いですね。

夫の名字を名乗ろうが、結婚前の名字に戻ろうが、子どもについては、氏の変更の手續を家庭裁判所でする必要があります。離婚をすることによって、母親は、夫の籍から抜けて、子どもだけが夫の籍に残ることになって、そのままでもいいという方は少ないですね。これから一緒に子どもと暮らしていくには、同じ戸籍に入らないと、高校入学時や就職の時、戸籍謄本が必要になった時などに、親権が母親にあるだけでは不便なので、戸籍も一緒に戸籍にしたいということで、離婚届が受理され、母親の別の戸籍ができた段階で、家庭裁判所に子どもの氏の変更手續をする。裁判所もわかっているので、子どもの戸籍謄本、

母親の戸籍謄本、そして子どもの住民票、母親の住民票を持っていけば、その場で氏の変更の決定書というものをくれます。その決定書を持ってもう一度市役所へ行って、今度は母親だけで氏の変更の届け出をしてくる。これで最終的な離婚の手続が、一段落します。

最近、学校や保育園でも、配慮してくれて、離婚の紛争をしているということを、よく説明すれば、入園あるいは入学するときから、まだ離婚が成立していなくて、戸籍上は夫の名字であっても、母親が戻りたい結婚前の名字で子どもの登録をしてくれます。

それとともに、保育園や学校にいきなり子どもを連れ戻しに来てしまう父親もいるので、そういうことも含めて、きちっと話をしておいたほうがいい。今の時代はそういうことに対する配慮をもらえると思うので、恥ずかしいとか、こんなこと言っているのかな、なんて思わずに、打ち明けて配慮してもらほうが、子どもにとってはいい結果なのかな、と見ていて思います。

【面接交渉】

最近、母親が親権を取ったときに、面接交渉ということで、父親側が子どもに会わせろということもかなり強く言ってきます。しかもその回数が、月に2回だとか、日曜日ならいいだろうみたいな形が多い。それに対して、母親はなるべく会わせたくない。そんなに多く会っていると、父親のところから帰ってこなくなるんじゃないかという心配も、母親方がするケースが非常に増えてきています。ときどき会って子どもの成長を喜ぼうという形から、すきあらば子どもの親権を奪い返してやろうという態度に出るケースがかなり見られます。それで、そういう夫や夫の両親たちの態度を見て、面接交渉に拒否的な感情を持つ母親たちが非常に増えてきています。

私は、相手が、面接交渉を月最低でも1回、場合によっては2回と言ってきたときには、小学校に入るぐらいになったら、夏休みなど長い休みの時に1泊か2泊、お泊まりで出してみたらどう？と言います。3カ月、4カ月ぶりにいきなり父親のところへ連れていかれて、泣いて帰ってきて、ちょっと手に負えないから、大きくなるまで子どもと面接するのをあきらめようっていうケースも結構多いものですから。

もし面接交渉を完全に拒否すれば夫側が面接交渉を求める裁判を起こします。そうすると、裁判所は、父親に面接交渉をさせないということではできないので、どうせ認められてしまうのなら、自分が納得できる、そういうお泊まりというのはどうなのって言うんです。それと、1泊、2泊、子どもが、父親のところに行く間に、自分は休養を取らせてもらうぐらいのプラス指向で面接交渉を考えてみたらという助言もします。

それに意外と面接交渉を求めているときというのは、夫側はかなりの条件を出すけれども、仕事が忙しくなったとか、あるいは再婚するからとか言っ、面接交渉を求めてこなくなるケースが10人のうち8人、9人なんです。つまり、妻と別れたくないから頑張っていたのかなと思われるケースのほうが、多いですね。

最近30代ぐらいの若い夫婦の離婚が多いですから、妻も夫も、数年後には再婚するというケースが非常に多いです。それぞれが新しい配偶者を持ったときに、面接交渉をどうやっていくのか。アメリカのように、新しい妻と子どもがいるところへ預けるほど、割り切れないのがまだ日本人の感覚だろうと思います。今後はどういう形でその面接交渉が進んでいくのかは新しい課題だと思っています。今はむしろ再

婚してしまうと、父親のほうは面接交渉を求めなくなるケースがほとんどです。ただこれからは、アメリカのように行ったり来たりするようなケースも出てくるかなって感じるのですが。

それから、今は、子どものために離婚をやめようという時代ではないですね。夫婦の間が信頼と愛情でつながれていなければ、そして相手に対して愛情を持ち続けることができなければ、一緒にいられない。お金、あるいは子どもそういういわゆる自分たちの心以外のもののために離婚をとどまるということが我慢できなくなっているかなと思います。我々の世代だと自分を殺してでも、子どもには父親が必要だ、とずっと離婚しないで頑張ってきた母親がたくさんいるけれども、若い方たちの相談を聞いてると、やはり自分の心というものを大切に育てられてきているから、それに反する結婚生活を続けることに我慢ができない。そして我慢するように周りが言うと、母親のほうに心因反応とか、うつ病などの診断書を持って相談に来るという状態になってしまう。

そうだとすると、次に考えなければいけないのは、0歳から学校へ上がる前までの子どもたちが、両親の離婚をめぐって、受ける傷をどうやって少なくするかということ。我々の世代は、子どもの前では絶対夫婦げんかを見せないと心してきたけれど、意外と若い母親たちの話を聞いていると、感情に任せて夫婦げんかをやったり、悪口を言ったり、場合によってはいわゆるDV、言葉や身体に対する暴力を子どもの前で見せてしまい、その子どもたちが非常に傷ついている。そういう子どもたちは同じこと繰り返すんですね。その子たちのケアをしっかりしてあげないと。親として、お互いに非難したり、悪く言うということだけは、子どもの前ではどんなことがあってもしちゃいけないという覚悟はしてもらわないといけないとすごく感じます。

【慰謝料】

バブルがはじけて土地や家屋、いわゆる不動産の価格が毎年下がり続けている時代だと、離婚するとき借金を差し引いてプラスになる、いわゆる財産分与ができるという計算が出てこないですね。特に最近では、結婚したときから親から独立してアパートを借りて、車も携帯電話も持っている、意外と貯金がない。サラ金に借金はある、あるいは車のローンは残っているけれども、その借金と財産とを差し引いたときには、分けてもらうべき、あるいは分け合うべき財産分与の対象になるものがない。それはやはり覚悟をせざるを得ないでしょう。

こういう時代になってくると、40代50代の専業主婦の再就職というのは本当に困難です。そういうときに財産分与として、夫の名義の不動産を売って1,000万円位財産分与として分けてとくということが、熟年夫婦の離婚でできない時代になってしまったということは、金銭的に今後の生活は大変な時代なのかなって思います。

よく定年退職金が夫に入ったときに離婚するという話も出たりするけれども、その退職金すら、金額は少ない。20代30代の若い人たちに対しては、退職金すら支払わないで済ませるような雇用形態を会社がつくりつつある。今年定期を迎える夫の場合だったら、退職金を財産分与として受け取るという方法があるけれども、これからはそれも期待できない。

夫の年金を離婚のときに妻も請求して分けるということが法律を施行する年が2007年。これは過去のものもすべて分けてもらえるというわけではなくて、2007年以降は分けてもらえるけれど、それ以

前は、婚姻期間に応じて裁判所で決めてもらう。今ならば、その年金しか夫婦の間に財産がないとしたら、毎月夫の年金から10万円ずつ妻に振り込むという夫との約束事が、今度は権利として、直接妻のほうに支払われることになる。それも今の熟年夫婦の場合は、夫の年金そのものが、かなりの金額があるので、分けてもらっても10万円ぐらいという数字が出るけれど、今後、今ほどの年金額を払ってもらえるのかということもあるので、やはり妻側もしっかり自分の年金をつくっておかないと、夫の年金だけを当てにできる時代が何年先まであるのかという不安をものすごく感じます。

それと、慰謝料について。夫側は殴ったり蹴ったりしたわけでもないし、女性をつくったわけでもないのに、なんで慰謝料を請求されるのかと怒るけれども、この慰謝料というのは、離婚した後、妻が家を出て、アパートを借りて新しい仕事を探す、そういう間の生活の保障も入っているんです。ただ慰謝料という言葉に夫側はすごく抵抗を感じるから、大抵は慰謝料という名目でなくて和解金という名目で払ってもらうのですけれども。ただこの金額についても、夫が女性をつくったとか、DVでひどい暴力を振るったとか、そういう場合であっても、本当に低くなってきています。私が弁護士になった昭和50年頃だったら、女性をつくって家を出たというような男性で、ごく一般的なサラリーマンの男性であっても、500万円ぐらいの慰謝料を請求すれば、裁判所はあたり前に認めてくれたけれども現在では同じケースでも200万円ぐらいがせいぜいです。これは、1つにはかつては、女性をつくって、その女性と一緒に家を出てしまった男性に対しては、離婚を認めなかった有責主義から、夫婦がもう愛情を持って一緒に暮らすことができなくなった場合には、別居期間が相当期間経って、しかも子どもが未成年でなくなれば、離婚も裁判所として認めるという、破綻主義に変わったこともバックにあると思うけれども。

最近の離婚のケースでは、性格の不一致と思えるケースが非常に多くなってきていて、そうなると、慰謝料額は、妻が家を出て、いわゆる自立できるまでの間をちょっと見てあげなさいよという形になってしまうんですね。だから慰謝料の額は100万円までいかない。最近のケースでは、30万円とか50万円、場合によってはそういう金額すら払う責任がないと夫に言い続けられて、あきらめてしまうというケースのほうが増えてきていて、自立のための資金もなかなか手に入りにくいというのが現実です。

私は相談に見えた方には、今、県や国のほうで自立支援という形でいろいろな資格を取る講座もたくさんあるのでそういうことを広報等で調べて、自分に向いた資格を取る努力をまずするほうが先なのではないかなということをよく言います。自分が自立できる自信がつけば、被害者という気持ちから、客観的に自分たち夫婦を見詰め直して、じゃあ我慢してやっていこうか、あるいはやはりここで整理しようかという判断もできてくるというメリットはすごくあると思っていますので。ある意味では自分自身が決断できる、生活していけるという自信があることによって、すごく違う。そういう意味できちっとせめて自分だけは自分が働いた収入で生活できるようにしてから、離婚の手続に入ったほうが良いということ言うんですね。

夫から取れるだけ取って離婚したいと思っても、夫の側から財産分与を受けたり慰謝料を払ってもらったりすることができる時代ではなくなっています。あるアメリカの大学教授に「日本の女性は結婚が生活の保障になっている、だからそういう発想が出るんだ」と批判されたけれど、生活の保障イコール結婚ではない。我々の世代より上の世代とは違う環境になっているんだということを女性は自覚すべきだと思います。それでないと、一生女性の方が被害者になってしまうから。明るく楽しく元気に生きてい

くためには、被害者の気持ちから抜け出さないといけない。そういう意味で自立することは非常に大切だと思います。

それから時代の背景。女性は家事・育児、男性は仕事という役割分担は見直さなければならないという世界の流れに乗って、日本も一番差別のあった雇用の場面で、男女の差別なく働けるように雇用均等法と言われる法律をつくりそして現在では、男女共同参画社会基本法という法律ができて、女性が男性と平等に働けるように、いろいろな法律の中で援助をしたり、規制をしたり、あるいは禁止をしたりしています。その男女共同参画社会基本法という法律は男性の方も家庭の、いわゆる家事・育児に参画を促す条文が入っています。

そういう中で、日本の国は昭和60年代に、企業を中心に、男性は企業戦士、女性はそれをバックアップする専業主婦、これが女にとって幸せだという方向へどんどん進んでいって、まさに世界の流れ、法律の流れと逆の方向に行っていて、それが当たり前だという風潮とのギャップが、離婚問題というのを抱えたときに、いわゆる団塊の世代の女性たちの間にできてしまったんですよね。

20代30代の若い方は、雇用均等法世代と言われるように、女性も仕事を持つという前提で教育を受けているから、一時的に育児で家庭に入ったとしても、また仕事をもちやすい世代でもあるので、離婚によるその大変さというか、経済的な問題というのは、団塊の世代と比べたら、少ないだろうなって思います。みんな離婚の中で自分たちの仕事を見つけて、最初はパートでも徐々に資格を取って正社員になって頑張っている姿を見るとそう思います。

3 離婚手続

【調停離婚】

どうしても話し合いで離婚がお互いできない、あるいは話し合いすらできない夫であるという場合には、とにかく裁判所へ行って調停を申し立てなさいと言います。日本の法律は、裁判所でいきなり普通の離婚裁判はできなくて、あくまでも夫婦の間はまず調停で一度は話し合いなさい、それで調整ができないときには裁判所が判断しましょうという調停前置主義という形をとっています。では調停というのはただの話し合いかといえば、そうではなくて、調停員という有識者、そして裁判官も加わって、双方の言い分を聞いた上で、ある程度の判断ができます。一方的に判決のように決めつけることはできないけれども、裁判所がかかわっているわけですから、裁判になればこういう結論になるだろうという予測ができて、両方がそれを聞き入れて、譲歩し合って成立させるっていうことは非常に多いです。

そして、調停で調書ができれば、それは判決をもらったのと同じだけの効力があって、もし養育費などが払わなければ、その調停の調書で差し押さえもできるわけですから、なかなかうまくお互いが話し合いをして決められないときには、やはり調停を出したほうがいいのかなと思います。特に今、男性たち、キレやすくて、ちょっと言い合っていると、すぐ暴力になってくる。言葉の暴力で済んでいけばいいけれども、いきなり体への暴力になってくることも多いものだから。あまりもめているよりは、調停の中で第三者に入ってもらって、第三者の言うことなら、大抵の男性は冷静に聞きますから。結果的には妻が言っ

ていたとおりでも、第三者の言うことを聞かないとそれを承諾しないという傾向にあるし、女性側の権利も、要するに親権だとか養育費だとかそういうものも裁判所の調停員が一生懸命聞いて、公平な判断をして夫側を説得してくれるので。離婚のとき夫側は、とにかく何が何でも拒絶みたいなケースが非常に多いので、そういう意味で私は調停を申し立てたほうがいいんじゃないのかなと思います。

かつて、調停員というのは非常に保守的で、行くと何か惨めな気持ちになるし、あなたのほうが悪いと言われたりするので行きたくないなんていうこともあったけれど、今は調停員も、いわゆる男女共同参画社会基本法、そして男女平等ということを研修で勉強していますから、きちっと平等に話を聞いてくれるように、大分変わってきていると思います。かつていやな思いをした人の話を聞いて躊躇することなく、行くほうがいいと思います。

【裁判離婚】

どうしても調停で折り合わないときは、本裁判をするしかない。本裁判については、今までは地方裁判所で普通の裁判と同じようにやっていたものを、家庭裁判所でやるという方式に変えました。そうすると、調停のときにかかわっていた家庭裁判所の裁判官が、本裁判のときもかかわるといつながりができるものだから、ゼロからのスタートではなくて、調停のときからの前提で裁判が進みますから、時間的にも速いし、一回一回裁判のときに、事実上、調整をしながら和解的な勧告を事件を少しずつ整理しながらされているということを感じます。

ただ、そうは言っても裁判は裁判なので、ちょっと御本人たちがやるのは難しいでしょう。訴状をつくらせて、御本人たちの陳述書を書き上げて、訴状には法律上の離婚原因というのが載ってこなければいけないものだから、それが載るような陳述書も用意して、証人調べの申し立てや、あるいはその証拠について説明する証拠説明書をつくったりしなければならぬものだから、やはりこれは弁護士に頼まないと難しいかな。

いわゆる専業主婦で、金銭的に全くそういう弁護士の費用が支払えない方たちに対しては弁護士会のほうで法律扶助の手続というのを受け付けているので、弁護士会の法律相談に行くなり、静岡県なら沼津と静岡と浜松にある弁護士会館に相談してみたらどうかと思います。そういう手続を受けて、一時的に弁護士の費用立て替えてもらって、そして毎月 5,000 円とか 1 万円とか、払える金額で、後から弁護士会の中の法律扶助協会へ返してもらうという形で、一時的にお金を用意しなくても弁護士が頼めます。どうしても裁判をやらなければならないときには、一回弁護士会に法律扶助手続を尋ねてみることもいいんじゃないのかなと思います。自分でどうしていいのかわからないときに、そういう扶助を受けて弁護士をつけてもらって手続を進めることで助かったとみんな言いますから。そして、夫からきちっと慰謝料や財産分与が取れる内容であれば、その取った中で一括返済もできますから、あきらめなくて、弁護士会館に相談したほうがいいと思います。

子どもの親権について、一審の裁判から高等裁判所へ控訴してしまう夫も多いんですけども、今の時代は高等裁判所というのは非常に時間的に短くなりました。一審の家庭裁判所で、判決が出ると、大体それに沿って、よほど事実関係で違うことが出てこない限りは、高等裁判所へ行ったときには 1 回か 2 回で判決という形になります。ちょっと大変なのは一審の家庭裁判所での審理ですけども、それに異議があ

って夫側が高等裁判所に控訴しても、3カ月から長くても半年で、時間の流れを待つみたいなところで終わるとというのが、今の現実の上の裁判所での審理なんです。

4 婚姻費用分担請求

大抵、女性のほうが子どもを連れて実家に帰ったり別居したりしているケースが多いのですが、そういうときに若い男性ほど生活費を渡さない。離婚したくないから渡さないのだと思うけれど、離婚を前提にして別居していて、夫側が婚姻費用を払わないとなったら、婚姻費用分担の申立てだけは、できるだけ早く家庭裁判所に申し出ておいた方がいいと思います。話し合っていて、延びれば延びるほど過去の婚姻費用は払ってもらいにくいので。夫が支払いを拒否した場合には、裁判所のほうで双方の収入を出させて決めてくれます。普通のサラリーマンで30万前後ぐらいの収入の夫に対して裁判所が言う、あるいは話し合っていて、適当じゃないかと出てくるのが大体10万円ぐらいの金額ですね。これは婚姻費用だから、子どもの養育費と、収入のないあるいは収入の低い妻の生活費も含んだものです。夫からの婚費を月10万ぐらい受け取れば、何とかパートの収入とでやっていけるという金額ではありますね。そういう意味で婚姻費用分担の調停を申し立てて決めてもらうことは、非常に助かることなのかなと思います。

ただ最近では、両親の実家へ子どもを連れて帰っている女性たちが多いものだから、請求しない方も結構いますね。ただ後になって、その過去の分を払ってもらいたいと言っても、もう終わってしまった部分は、生活できたということになってしまうものだから、裁判所もなかなか過去の婚費までは認めない。むしろ慰謝料の中で少しそれは考えてもらった方がいいのかなというぐらいのものになってしまうので、できれば婚姻費用は早いうちに請求しておいたほうがいいということは、覚えておいてもらったほうがいいと思うんですね。

5 DV 防止法

とにかく夫たちがキレやすいし、将来に不安を持っているものだから、DVが非常に離婚事件で目立ちます。今までは、法律は家庭に入らない、警察は家庭内のことには干渉しないということで、どんなに助けを求めても、なかなか助けてもらえずに、いろんな事件が起きました。そこで、いわゆるDV保護法ができて、それが改正され、行政のほうもDVに対応する義務が出てきています。県でも配偶者暴力相談支援センター、そして警察がこのDVに対してきちっと対応してくれるので、何か起きたら相談する電話番号とか場所、起きたときにどこへどう助けを求めるべきなのかということを知っておいてほしいと思います。

このDV保護法に基づいて、保護命令というものを裁判所から出してもらえます。接見禁止とか自宅に近寄っちゃいけないとか。それを出してもらうのに、その前提として、まずDVだと思われることがあったら、配偶者暴力相談支援センター、それか警察へ相談に行っていることが必要なんです。そういうことがわからなければ、あざれあの相談室にお電話すれば、そういうセンターや手続きのことを教えて

もらえます。

私自身、最近も離婚事件をたくさん抱えています、その中でDVのない離婚というのはほとんどありません。それは身体に対する暴力だけでなく、言葉の暴力も含めて。特に注意しなければならないのは体への暴力です。夫はけんかしたはずみでやったと言っても、被害者になったら、後遺症が残ったり、仮に後遺症がなくても痛い思いは残るわけですから、そういうことが起こりそうになったら上手に逃げることと、相談に行っただろうか、そういうことだけは頭の中に入れておく必要のある時代になってしまったのかな。

前はだめだったけれど、ここ数年、こういうDVに対する行政、警察、あるいは市、県の対応は全く違ってきていると思います。いわゆるやるほうが悪い、そういう前提で対応してもらえるんだということを知って貰えるといいと思います。

ただ、これらのDV保護法というのはあくまでも一時的な、いわゆる6カ月の接見禁止だとか、2週間の自宅からの退去とか、そういう形の、長い人生の中では一時的なとりあえぬの保護なわけですから、やはり経済的な自立を目指すということが、まず一番大切なんじゃないのかなって、私は事件を通していつも感じています。

終わりに

離婚することに対して、女性の性格、あるいは人格まで批判される時代から、今は離婚も人生の1つの選択でやむを得ない、いわゆるバツイチという言葉で言われるようになったぐらいの時代が変わったとはいえ、やはり離婚によって今までの人間関係が変わる。それはプラスに変わるより、まずはマイナスに変わるんだ、友達や同僚が場合によっては批判的なことを言ったり、相手にしなくなってきたりというような形で去っていくことも一時的にはかなりあるだろうということはわかっていてほしいと思います。逆に、この人がという人たちがDVの問題のときなどに身を隠す場所やあるいは働く場所を提供してくれたとか、頑張るようになって言ってくれて、子どもたちの身の回りのものをくれたりして、言葉と物で応援してくれたとか。今までそんなに仲良くなかったし、そんなに助けてもらえる人だとは思わなかったけれども、助けてくれるというふうに。大きく生活、人間関係が変わるだろうということはわかってほしいと思うんです。マイナスに動く人たちからはすごく傷つけられるとは思いますが、次の人生をスタートするためには、その傷つけられたマイナスの心だけ抱えていたら、決して次の人生に向かってスタートはできない。だから、そういう人たちはそういう人たち、助けてくれた人たちとこれからは一緒に頑張っていく。そういう、むしろプラス指向で人生をスタートさせること、これがすごく必要なんじゃないかな。もうみんなを見て、つくづくそういうふうに思います。

要するに確かに離婚というのはマイナスな面をたくさん抱え込むけれども、そのマイナスの面を一回切り捨てて、自分たちが次のプラスの人生に向かうためには、決して被害者意識だけだったらやってはいけない。だからそういう意味で、自分が一生懸命自立して、次の人生に自信を持って向かえるように、自分の心もちょっと鍛えてもらいたい。それがすごく大事な次の人生のスタートなのかなって思うんですよ。すごく大変だなと思うことがたくさんあるけれども。だからそういう意味で次の人生を考えている女性た

ちは、まず心も強く前向きに自分を向けていく努力、これはこれからもしてもらいたい。また助けてくれる人もたくさんいるんじゃないのかなって、私、思うんですね。それがないと、次の人生は負けた人生だっていう気持ちで送って行かなきゃならなくなるからね。それだけは避けて、頑張ってもらいたいなって、私は自分の依頼者たちを見てつくづく思うんです。なぜかという、本当に涙が出るほど大変なんですよ、みんな。見ていて、かわいそうだなと思うのね。そういう意味で、頑張ってもらったと思います。